

令和8年度飼料作物及びWCS用稲の基準単収の設定について

令和8年4月22日
群馬県農業再生協議会

群馬県農業再生協議会では、経営所得安定対策実施要綱2の1(9)に基づき、牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこし、WCS用稲の基準単収を下記のとおり設定しました。

1 牧草、ソルゴー、青刈りとうもろこし

飼料作物	基準単収 (kg/10a)
牧草	734
ソルゴー	1,805
青刈りとうもろこし	2,986

※設定に当たっては、農林水産省作物統計(生草重量)からR1~7年の群馬県平均(直近7年中庸5年平均)を求め、水田での湿害による減収を考慮し、更に牧草とソルゴーは収穫段階の水分の状況を加味して算出しました。

2 WCS用稲

重量による判断を基本としますが、体積による判断も可能とします。体積で判断する場合は以下の計算式で10aあたり体積を算出してください。

【(直径/2) × (直径/2) × 3.14 × 高さ × 10aあたりロール数】

飼料作物・WCS用稲	基準単収
重量	2,212 (kg/10a)
体積	5.2 (m ³ /10a)

※R5~7年の地域農業再生協議会の実績を用い、重量と体積の県平均値から設定しました。